

太田市成年後見事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者その他の判断力の不十分な者及びその親族に対し、太田市成年後見事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めることにより、その権利擁護支援を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報事業
- (2) 相談事業
- (3) 利用促進事業
- (4) 後見人支援事業

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録された者であつて、第1条に規定する認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者その他の判断力の不十分な者及びその親族
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(事業の委託)

第4条 市長は、事業を社会福祉法人太田市社会福祉協議会に委託することができる。

(遵守事項)

第5条 社会福祉法人太田市社会福祉協議会は、前条の規定により事業の委託を受けるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報保護
- (2) 守秘義務
- (3) 業務の一括再委託の禁止

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。